

株式会社バリューソフトホールディングス

定 款

令和 7年 9月 5日 改訂

# 定 款

## 第1章 総 則

(商 号)

第1条 当会社は、株式会社バリューソフトホールディングスと称し、英文では Value Soft Holdings Corporation と表示する

(目 的)

第2条 当会社は次の事業を営むこと及び次の事業を営む会社等(外国会社等を含む)の株式又は持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配・管理することを目的とする。

1. コンピュータソフトウェアの製造及び販売
2. コンピュータ機器の設計、製造及び販売
3. 情報処理サービス業並びに情報提供サービス業
4. 経営コンサルタント業務
5. 各種イベントの企画、製作
6. コンピュータのシステム又はプログラムの設計技術者の派遣
7. コンピュータに関するコンサルティング業
8. 電子商取引業
9. 一般及び特定労働者派遣業
10. 飲食店及び各種店舗の経営
11. 日用雑貨の企画、製造及び販売
12. 音声・映像のソフトウェアの企画、制作、販売
13. 電子・電気機械器具の販売
14. 電気通信工事の施工請負
15. 電線材料等の販売
16. 不動産の賃貸及び管理
17. 室内装飾の設計、管理及び室内装飾工事の施工
18. Web サイトの請負制作
19. コンピュータ操作に関する教育指導
20. キャラクターの企画、開発、デザインの販売
21. 広告宣伝代理業務
22. 前各号に付帯する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都港区に置く。

(機関構成)

第 4 条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役

(公告の方法)

第 5 条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。

## 第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当会社の発行可能株式総数は、40 万株とする。

(単元株式数)

第 7 条 当会社の単元株式数は、100 株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 8 条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
2. 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(自己の株式の取得)

第 9 条 当会社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(株主名簿管理人)

第 10 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- 3 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備え置き、その他の株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に取り扱わせ、当会社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

第 11 条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

### 第3章 株主総会

#### (招 集)

第12条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

#### (基準日)

第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年12月31日とする。

#### (招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故、もしくは支障があるときは、あらかじめ定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し議長となる。

#### (決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

#### (議決権の代理行使)

第16条 株主又は、当会社の議決権を有する株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、株主又は代理人は株主総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

#### (電子提供措置等)

第17条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

## 第4章 取締役、取締役会及び代表取締役

### (取締役の員数)

第18条 当会社の取締役は、3名以上7名以内とする。

### (取締役の選任方法)

第19条 当会社の取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

### (取締役の任期)

第20条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

### (代表取締役及び役付取締役)

第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2 取締役会は、その決議によって取締役社長1名を選定し、必要に応じて取締役会長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

### (業務執行)

第22条 取締役社長は会社の業務を統轄し、専務取締役及び常務取締役は取締役社長を補佐し、定められた事務を分掌処理し、日常業務の執行に当たる。

2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役が取締役社長の業務を代行する。

### (取締役会の招集及び議長)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わって招集し、その議長となる。

2 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び監査役に対して招集の通知を発するものとし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

2 取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく取締役会を開催することができる。

### (取締役会の決議)

第24条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第25条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる取締役の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があつたものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役会規程)

第 26 条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会決議によって定める取締役会規程によるものとする。

2 取締役会の決議により、取締役会の議事運営に関する取締役会規則を定めるものとする。

(取締役の報酬等)

第 27 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 28 条 当会社は、会社法第 426 条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当会社は、会社法第 427 条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第 5 章 監査役

(監査役の員数)

第 29 条 当会社の監査役は、1 名以上とする。

(監査役の選任方法)

第 30 条 当会社の監査役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第 31 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(監査役の報酬等)

第 32 条 監査役の報酬等については、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第 33 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が限定する額とする。

## 第 6 章 計 算

(事業年度)

第 34 条 当会社の事業年度は、毎年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までの年 1 期とする。

(剰余金の配当の基準日)

第 35 条 当会社の期末配当金の基準日は毎年 12 月 31 日とする。

2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(中間配当)

第 36 条 当会社は、取締役会の決議によって毎年 6 月 30 日を基準日として中間配当をすることができる。

(剰余金の配当の除斥期間)

第 37 条 剰余金の配当は、支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

## 第 7 章 附 則

(法令の準拠)

第 1 条 この定款に記載のない事項は、すべて会社法その他の関係法令によるものとする。

(電子提供措置の効力発生日)

第 2 条 定款第 17 条(電子提供措置等)の新設は、当会社が振替株式（社債、株式等の振替に関する法律に既定する振替株式）を発行している会社となった日から効力を生ずる。

なお、本附則第 2 条の規定は効力発生日経過後に削除するものとする。

以 上

この写しは、原本と同一であることを証明する。

2025年10月20日

株式会社 バリューソフトホールディングス

代表取締役 酒井 雅美